

第778回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年9月17日(水)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第777回教育委員会会議録の承認について
- 4 第778回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1)「新しい職」の設置決定を凍結し、再検討を求める請願について(教職員課)
 - (2)文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果の取り扱いと、09年度調査への参加中止を求める請願について(義務教育課)
- 6 専決処分報告
 - (1)平成20年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について(総務課)
 - (2)県立高等学校の作業中に発生した車両損傷事故に係る和解について(高校教育課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 第320回宮城県議会議案に対する意見について(総務課)
 - 第2号議案 教育功績者表彰について(総務課)
- 8 課長報告等
 - (1)教育・福祉複合施設整備事業のPFI法に基づく特定事業の選定について(教職員課)
 - (2)全国学力・学習状況調査結果について(義務教育課)
- 9 資 料(配布のみ)
 - (1)平成21年度宮城県立中学校入学者選抜要項及び宮城県立中学校入学者選抜募集要項(出願者用)について(高校教育課)
 - (2)第35回東北総合体育大会(山形県大会)の結果について(スポーツ健康課)
 - (3)宮城県美術館特別展「ウィーン美術史美術館所蔵 静物画の秘密展」について(生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第778回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成20年9月17日(水)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤総務課長, 安住教育企画室長,
氏家参事兼福利課長, 安井教職員課長, 竹田義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 高橋施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 後藤生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第777回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第778回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1)「新しい職」の設置決定を凍結し, 再検討を求める請願について

(説明: 教育長)

平成20年9月4日付けで, 宮城県教職員組合及び宮城県高等学校教職員組合から「『新しい職』の設置決定を凍結し, 再検討を求める請願」が提出されたので, その内容及び対応方針について御報告申し上げます。

資料は1ページ及び2ページとなる。

請願の趣旨は, 「主幹教諭」の学校現場への平成21年4月からの設置決定を一旦凍結し, 学校現場, 子ども・保護者に与える影響を勘案して再検討を行うよう求めるものである。

その理由として, 導入する理由や具体的な職務内容, 配置基準等について, 県民の納得と理解を得られる説明がなされていないこと, 「学校の組織運営に関する検討会議」の進め方, 最終まとめの記載に疑義があることなどを挙げている。

8月の定例教育委員会において御説明申し上げたとおり, 主幹教諭の設置は学校の組織

力を高め、機動的な学校運営を行うために有効であり、学校の教育力の向上や教諭等の指導育成機能の強化、ひいては教職員が児童生徒と接する時間を確保するためにも有効であると考えている。

今後は、前回の定例教育委員会における来年4月からの配置の決定を受けて、主幹教諭を導入する理由やその職務内容について、市町村教育委員会、学校への説明を丁寧に行うとともに、一般教職員に向けたパンフレットを作成し、十分な周知を図り、円滑な導入に努めたいと考えている。

なお、詳細については、担当課長より説明させる。

(説明：教職員課長)

請願の理由として記載されている点について御説明申し上げます。

1点目の教育委員会における委員の皆様からの御指摘に対する県教委事務局の回答は、到底県民の納得と理解を得られるものではないとの指摘については、今後、主幹教諭を導入する理由や主幹教諭の職務内容等について、県民の納得と理解を得られるよう十分な周知を行いたいと考えている。また、市町村教育長、学校の校長のみならず現場の教職員に対するパンフレット等の配布も行いながら十分な説明を行いたいと考えている。

2点目の「学校の組織運営に関する検討会議」の最終まとめにおける「職員団体の意見聴取」の記載についてであるが、昨年9月に「新しい職」を設置しないことを求める要望書を受け取っていたこともあり、職員団体の考え方を聞いたものである。そのことから、意見聴取と記載したものである。

3点目の検討会議における議事録について開示の請求をいただいていたが、指摘のとおり、正式な議事録は作成していない。会議における委員の方の御発言の要旨等は担当がメモし、次回の検討会議の資料等の調整にあたっていたが、改めて議事録という形に整理していなかったものである。

請願書で指摘されているヒアリングの概要については、ヒアリングの際に担当が記録したものをもとに整理し、それを3月の第4回会議に報告したものである。

4点目において「主幹教諭」が「職務命令」を発することができる法的根拠についてであるが、『学校教育法』第37条に「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。」とあり、他の校種でも準用されているところである。

主幹教諭は、校長から任された校務の一部について一定の責任をもって、とりまとめ整理する職ということがこの学校教育法に定められており、職務命令の法的根拠としてはこちらで法制的な整備がされているという状況である。

5点目の教育委員会の議決を待たずに臨時校長会の開催を調整していたという指摘については、臨時校長会の内容として予定していたものは、「新しい職」の設置に係る説明以外にも議事の予定があったものである。定例教育委員会において新しい職の設置が認められた場合、校長にも十分な説明をする必要があったわけである。その場合にはこの校長会

の機会に説明できればと考えていたものである。教育委員会の決定を軽視するものではまったくないと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 請願の中の5番目であるが、校長会にかけられる案件となったことは日程的なものもあると思うが少しフライングぎみになったという印象はある。それと主幹教諭の職務命令の根拠は、学校教育法の37条の文言のどの部分が該当するのか確認したい。

教職員課長 まず、職務命令であるが、従来の教頭の職務の規定も学校教育法に定められているところがあるが、その中では「校務を整理する」という文言を法律の中で使っている。そのような同じ文言が主幹教諭についても用いられている。端的に言えばその部分から権限をもっているとされている。校長会の日程の件については、先ほど申し上げたとおり新しい職の設置以外にも議題があり、校長会の設定が必要があると考えていたところである。仮に先月の委員会で否決であれば、それに応じた会議の進め方ということとその段階でやることになったと思う。決して教育委員会の決定を先取りして特定の方向で進めていたというつもりはない。また、一方で8月の委員会にこの問題について付議するというものについては決まっていたわけであり、学校に対しても教育委員会での結論がいずれになるとしても、校長先生方に迅速に状況を御説明するというのも教育委員会側の必要な仕事であると考えている。

佐々木委員 職務命令というところに引っ掛かっていたが、いまの説明だと職務命令という命令であれば当然ながら従わなかった場合には罰則、ペナルティーが課されるというのが予想されなければいけない。そして命令というからには命令する人の主体的な責任なり、方針なりが明確にあって命令すべき問題だと思う。それが校長の命によりという形の分だけで職務命令を発するというのであれば、はっきり言えば命令権限が無いに等しいと思う。やはり独自にきちんとした、校長がそれを望まない、あるいは考えない命令は発せないということとなるので、校長が考えたことをオウム返しに口伝えするだけの職になってしまうので、職務命令をこの職の権限の一つ、あるいは役割の一つとするのであれば、例えば、施行細則とか、何らかの形で附則とか、そのような形で新たにその役職には職務命令を発することができるのだというきちんとした独立した立場をつくらないで、単に校長の命によりということであればそれは職務権限が無いに等しいというふうに思える。十分ではないと思うがいかがか。

教職員課長 御指摘のとおり当然ながら与えられた職責を全うするためには主体的に仕事をしてもらい必要がある。御指摘はごもっともなところであるので、主体的に取り組んでいただきたいと考える。なお、校長の命によりということ

については、学校の最終的な責任者が当然ながら校長である。主幹教諭にかかわらず学校の教職員が学校の責任者である校長の決定した教育方針であるとか、あるいはもう少し具体的な職務の内容にかかわるところもあるかと思うが、その学校の中で主幹教諭の職務命令を考えなければいけないという趣旨で申し上げたところである。実際の職務遂行にあたっては御指摘の点を踏まえて活動を行っていただく必要があると考える。

櫻井委員 請願理由の1であるが、前回の委員会で不安を述べた一人として、いまの説明にあったように十分な周知を行うということはもちろん必要であるが、例えば、先に主幹教諭を実行している県で良い面、ネガティブな面がもし出ているのであれば、そこを踏まえた内容の濃い周知を行うべきだと思っている。形だけのパンフレットではいけないし、良い良いと言って良いことばかりを書いてはいけないと思う。私も決議したからには納得して決議したが、不安がまったくないと言ったらやはり不安は少しある。十分な周知を行うことで教育委員会としては決定するわけであるので、いままで行われていた県を参考として良い点、悪い点を入れたらよいと考えているが、そういうことは考えているのか。

教職員課長 御指摘の趣旨も踏まえて説明の在り方を十分検討したい。

小野寺委員 教職員向けのパンフをつくるのは分かるが、問題はパンフの中身である。それと職務命令の根拠が学校教育法の校務の整理ということで法解釈としてはまず妥当な解釈と考えてよいのか。

教職員課長 法律は国で制定されているわけであるが、職務命令を必要に応じて発することができる権限としては学校教育法に根拠があるというような説明があるので、妥当であると考えます。

小野寺委員 主幹教諭の設置については、臨時の校長会で説明して通知なども行っているのか。具体的に事務は進行しているのか。

教職員課長 校長会で御説明したのは、8月の教育委員会において事務局から報告、御説明した内容をお話しし、審議の結果について御説明している。具体的な手続等は今後の段階となる。

佐々木委員 その時の校長先生方の何か御意見等はあったのか。もしあれば伺いたい。

教職員課長 職員への説明、周知ということについてもやはり校長先生方の関心としていろいろと話があったし、今後の具体的な進め方、4月の配置に向けてどういった作業が必要になってくるのかといった実務的な御質問が多かった。

佐々木委員 職務の分担とか、例えば、命令系統の統一性とか、そのようなことについての不安とか、戸惑いとかというものはあまり出なかったのか。

教職員課長 実際に学校で運営の責任者として校長が、主幹教諭を含めて仕事をしていただくこととなるので、具体的にどういった業務を担当していただくのがよいのか、どういった活用ができるのかといった部分で質疑はあったが、検討

会議の最終まとめの中でも、最終的には学校の責任者である校長先生に具体的に決めていただくこととしても、現段階で考えられる活用の仕方があるのではないかというような整理をしていたので、その辺りの検討の内容というものを話しさせていただきました。

小野寺委員 請願はどう取り扱うのかということとなるのか。学校が組織として展開が弱く、マネジメント強化が必要なんだという指摘があるし、あるいは教頭職がハードになっているという実態もあると思う。それと共に教職員が余裕の無い勤務の中で肝心の授業とか、子どもにかかわる時間が確保されていないという実態があると思う。今後ますますこういった状況に拍車がかかると思っている。そこでこういった状況にはある程度共通認識がなされており、行政としての条件整備ということが問われていると思う。そういう中で検討会議の中で検討会議の結果をもとに主幹教諭の設置について提案されて、様々な角度から委員から意見が出されたわけである。私は学校が抱えている課題に取り分け教職員の負担軽減に繋がる職としての運用が望ましいという認識の上で承認されたと受け止めている。議事録をみれば、教育長がマネジメントの力を高めるといふねらいであるが、それが自己目的になってはいけなと発言されている。であるから、私は請願が言っているように学校運営の基本は教職員の結束力とか、協働にあると思っている。今回の施策はだれのためのものであるのか、もう一人の教頭をつくるのであればどうかなあと思う。学校の教育力の向上とか、組織力とか、生徒のためにプラスになるような運用になることをあらためて確認して、パンフレットをつくるのであれば、そういう中身が必要であると思っているが、いかがか。

教職員課長 御指摘のとおり制度の改正自体が最終目標というわけでは当然ながらないわけである。最後は、究極的には児童生徒の教育の質を学校全体として高めるといふ大きな働きの中で捉えていかなければいけない問題であるので、そういった趣旨が十分伝わるような内容を考えていきたい。

小野寺委員 そこを確認してぜひ周知していただきたい。

委員 長 前日も随分活発な意見が出たわけであるが、教育長がそういったものを上手く勘案して仕事を進めたいということで我々も了承したわけである。

本日の請願は基本的にそれを凍結していただきたいというところにあるわけだが、前回教育長が言っているようにしっかりと前向きに我々が言っているような不安をとっていただくということで、採択しないとする旨の事務局からの報告を了承することとしてよろしいか。

各委員 了承。

(2) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果の取り扱いと、09年度調査への参加中止を求める請願について

(説明：教育長)

去る9月10日付けで、民主教育をすすめる宮城の会及び宮城県教職員組合から「文部科学省『全国学力・学習状況調査』結果の取り扱いと、09年度調査への参加中止を求める請願」が提出されたので、その内容及び対応方針について御報告申し上げます。

資料は、3ページ及び4ページとなる。

請願の趣旨は、当該調査の実施が子どもの人格形成に悪影響を及ぼし、本来の営みがテスト対策教育に歪められることなどから、各市町村に対し個々の自治体名・学校名を明らかにした結果を公表する「指導」は行わないことや来年度「全国学力・学習状況調査」には参加しないことなど5項目の内容となっている。

宮城県では、国の実施要領に基づき県全体の調査結果の概要等について公表しているものの、県が各市町村に対し、個々の自治体名・学校名を明らかにした結果を公表する旨の「指導」は従来から行っていない。

また、来年度の調査への参加については、全国学力・学習状況調査の実施主体は、文部科学省であり、参加主体が市町村であることから、都道府県教育委員会は、参加、不参加を決定できる立場にはない。

しかしながら全国学力・学習状況調査により、児童生徒の学力や学習状況を把握し、一人一人の実態に即した指導や授業改善に役立てることができることから、県教委としては、各市町村がこの調査に参加することについては、意義のあることと考えている。

なお、詳細については、担当課長から説明させる。

(説明：義務教育課長)

まず、1については、宮城県では個々の自治体名・学校名を明らかにした結果を公表する旨の「指導」は行っていない。しかしながら、各市町村がこの調査の目的を踏まえ、その結果について十分な活用が図られるよう努めることは大切なことだと考えている。

次に、2については、各市町村教育委員会とも実施要領に則り調査を実施しているものと認識している。また、各市町村教育委員会からは著しく負担がかかっているという報告もされていない。今後も参加主体である市町村教育委員会が実施要領に則り適切に実施していくものと考えている。

各市町村教育委員会や各学校において、児童生徒の学力や学習状況を把握することは、よりよい教育を行う上で必要なことであると考えている。過度な競争や、学校間の序列化を招かないように、公表の方法等については十分な配慮を行っているところであり、子どもと学校に対して大きな否定的な側面があるとは考えていない。

次に、3については、全国学力・学習状況調査の実施主体は、文部科学省であり、参加主体が市町村であることから、都道府県教育委員会は、参加、不参加を決定できる立場にはない。

次に、4については、平成20年度の全国学力・学習状況調査においては、詳細なデータが提供されているところであり、県教育委員会が調査結果を把握・分析することにより、

教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るために教育施策に生かしていくことは必要であると考えている。また、教育条件整備の推進についても学級編制弾力化事業等に取り組んでいるところである。今後も推進したいと考えている。

次に、最後に5については、過去の学習状況調査の問題を、各単元のまとめ等において適切に取り扱うことは、児童生徒の学習の定着や学習の理解を図る上からも有効であると考えている。しかしながら、過去の問題を学力調査の練習として取り扱うなどの不適切な事例があれば、それは望ましいことではないと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 これについては県に権限がないとのことなので、ここで議論すべき問題ではないかもしれないが、県全体で統一した試験を行うという権限がないということを確認願いたい。ただ、個人的に思うのは、教育の成果というか、自分達の行っている教育がどのように行き渡っているのかとか、どういう不備があるのかなどを反省したり、今後検討するために全国的なレベルと比べて評価・検討することは必要なことだと思う。ただ、それが毎年必要なのかとか、毎年毎年行くと対策が追いつかないのではないのかというのが正直なところである。例えば、3年に一度とか、数年に一度、本県のレベルでどのようなところが弱いのかなどの客観的な評価をするということは大事だと思う。毎年やっていると本当にそのためなのかというふうに思ってしまうし、それに対する対策とかが子ども達や教育現場に浸透する余裕がないと思う。やはりその取り扱いについては、十分に、慎重に対応していただきたい。どこかが悪いということとなれば自然と競争してしまうのが人間の姿だと思う。そのことで子どもの教育を違う方向に向けてしまうのでは本末転倒だと思う。

小野寺委員 請願項目の5点についての説明があったが、公表の部分について報道等が出ている。この学習状況調査を何のためにやるのかということだと思う。公表することによってどんなことがもたらされるのか、公表しないことによってどんなことがもたらされるのかということを考えている。これについて詳しいことは申し上げないが、両面から言えることはあると思う。調査の本来の目的から言えば無用な競争をまねくという点は私も大きいと思う。今朝のある新聞を見ても市町村によっては既に公表しているところもある。結論としては公表の問題は、市町村の判断だと思うが、公表を予定している市町村はどのくらいあるのか。

義務教育課長 今回の調査結果が8月末に公表になったばかりであり、まだ予定というところであるが、県教委で把握しているところでは、平均正答率と指導方法改善等について公表する予定の市町村は11である。それと、平均正答率は公表しないが課題や指導方法の改善等について公表する予定の市町村は21で

ある。また、現在検討中の市町村は4となっている。

委員長 この議論になるといつも技術的なしびりがいっぱいかかり、変な過当競争であるのかなどが問題となる。しかし、出た結果を見て我々ものんびりしてられないということが前回もあった議論である。何とか良い形で宮城県の学力を上げるにはどういったことが必要なのかを本気で取り組まないといけな
い。それと市町村の教育委員会と連携してやれることをやっていくということをもう少し議論しないといけない気がする。せっかく出ているいろいろなデータをどのように判断して、子どもをどう変えていけるのかとか、地域がどれだけ取り組まなければいけないのか、学校で取り組むことは何なのか。基礎問題はある程度のところまでいくが、応用問題になるといかない、言い換えれば単純なドリルはできるが、本当のことは分かっていないということであろう。そうすると社会に出てそれを活かして生きていくという時に課題が多いと思う。そのために何をすべきかというのは、これまで関係者の方が一生懸命検討されていると思うが、教育委員会でももう少し幅広く議論する時間を取らないといけないと思う。いつもテーマが多く、それで手一杯となってしまう、なかなかこのようなことに本気で突っ込んでいく時間がない、何とかして時間をつくりやらないと、別にこのテストの結果が良いからよいという話ではないと思うが、やはりある方法でやったことの結果を我々はどう判断して、そういうことが我々の状況をもう少し上げていくには、本当は何をしなければいけないのかということをやぜひ議論したいと思うので、よろしく願いしたい。

諸願項目のうちのいくつかは権限がないこともあるので、採択しないとする旨の事務局からの報告を了承することとしてよろしいか。

各委員 了承。

9 専決処分報告

(1) 平成20年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について

(説明：教育長)

「平成20年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について」御説明申し上げます。

資料は1ページ及び別冊資料となる。

5月の定例教育委員会で御審議いただいた政策評価・施策評価基本票について、宮城県行政評価委員会から判定及び意見などが付された答申が去る8月22日にあったため、これら意見に対する対応方針の作成及び最終評価をするにあたり、専決処分したものである。

別冊資料を御覧願いたい。

左側に、5月の教育委員会で御審議いただいた自己評価が記載され、右側にその評価に対する「行政評価委員会の判定」、「行政評価委員会の意見」、その意見に対する「県の対応方針」がそれぞれ記載されている。「評価結果」は県の自己評価を変更する場合にのみ

記載することとなる。

「行政評価委員会の判定」については、県の自己評価の妥当性に対して、7段階評価となっており、「7」から「4」の評価は、「適切」もしくは「概ね適切」という評価、「3」から「1」の評価は「やや課題有り」もしくは「課題有り」となっている。

教育委員会においては、行政評価委員会の判定や意見を受けて、前回審議した評価結果を変更する部分はないと判断しており、判定や意見に対するコメントを「県の対応方針」の欄にそれぞれ記載している。これらの対応方針及び最終評価結果については、知事部局で取りまとめの上、10月中旬に議会に報告される予定となっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 事務局としては控えめな、我田引水にならない評価をしたと思っているので、本報告は了承するが、教育の政策評価は短期間では成果が見えないところもある。前にも申し上げたが、施策の評価に係る目標指標の設定についてである。これに左右されるので、設定について検討をお願いしたい。初めて経験してそう思うところがあった。政策というものは当然ながら評価されるべきものである。何が達成されて、何が達していないのか。であるから、ここにある教育庁としての自己評価と行政評価委員会、外部評価的なものだと思うが、その辺を受け止めて来年度はそれに準じた評価をするように着実に施策展開することになると思う。

委員 長 教育というかなり膨大な世界をある何点かをくみ出して、それを評価して状況を判断しようということなので、かなり難しい仕事だと思う。適正な評価のポイント、適正に拾うということはとても重要で、けっこう難しいと思う。その辺に来年度から取り組んでいただき、我々も気になることがあれば、叩き台ができて、それに対して意見を言うだけでなくその辺を取り上げていったらどうかといったことも事務局と意見を交わしたいと思う。

教 育 長 現在の教育施策に関する指標がこれでよいのかという問題意識を我々も持っており、行政評価委員会の議論の中でも常に問題になっているところである。いまの県の将来ビジョンの行動計画が平成19年度から21年度までの3ヵ年となっている。この行動計画の中で掲げられている指標は、次の行動計画である平成22年度以降の行動計画では改めてどういう指標を掲げていくのかという議論をするので、その中で従来の反省を踏まえて適切な数値を設定する努力をしたい。

佐々木委員 これは当然行われていることだと思うが、資料の中に評価に係る行政評価委員会の意見がある。必ずしも外部評価が正しいとは限らないが、これだけに左右されるべきではないと思うが、外部評価はこれからの時代とても大事なことだと思う。このような評価を行う時に広く各項目に外部評価委員会の意見を取り入れて列記していくということも参考となると思う。それにすべ

てそのとおりにするというのではないが、客観的な評価をいただき、自己評価を再検討していくことが多くの人を納得させ、気付かないことを気付かせていただくという大事なポイントだと思う。

委員長（委員全員に諮って）了承。

（２）県立高等学校の作業中に発生した車両損傷事故に係る和解について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告（２）については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

10 議 事

第1号議案 第320回宮城県議会議案に対する意見について

（説明：教育長）

「第320回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年9月16日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第320回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

一般会計支出予算の主なものとしては、上沼高等学校において登米市道改良補償工事に伴い、防球ネット新設工事を行う「校舎等小規模改修事業」、社会福祉等の専門的な知識を活かして、問題を抱える児童生徒を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」、地域全体で学校を支援する「学校支援地域本部事業」などに要する経費を措置するものであり、1億2千8百万6千円を計上している。また、債務負担行為としては、PFI方式により、教育・福祉複合施設の整備及び維持管理業務を行うために必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

議第118号議案は、国の公益法人制度改革に伴い、教育庁で所管する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例について、規定の整理を行おうとするもの、議第132号議案は、（仮称）仙台二華中学校・高等学校校舎等改築工事に係る工事請負契約の締結について、議第133号議案及び議第134号議案は、（仮称）宮城県白石高等学校校舎等新築工事の請負契約の締結について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

平成20年9月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質 疑）

- 佐々木委員 これは実情を知らないからだと思うが、それと一番お金がかかるのが人件費だとは思いますが、資料3ページの事業の概要で見ると総額が1億2千8百万6千円で、その中で際だって多いのが教職員旅費の8千万円、三分の二が教職員旅費ということでびっくりしているが、赴任旅費というのはどういうことなのか。
- 教職員課長 赴任旅費とは職員が人事異動で勤務地が変わる際に引っ越しを伴う場合等の経費をまかなうものである。
- 佐々木委員 予算の三分の二を先生方の異動に費やされるというのは、大変びっくりしている。逆に言えば異動することのメリットとデメリットを十分検討してもよいのではないかという気がするぐらいの額を占めている。
- 教 育 長 年に一度、4月に定期異動があるが、その異動に伴って必要となる赴任旅費は、例年いまの時期に9月議会で補正を行う。全体の予算に占める割合が三分の二ではなく、たまたま今回の9月議会ではこのような状況となったものである。
- 佐々木委員 トータルの予算の中では特に大きな部分を占めるわけではなく、今回たまたま目立ったということか。
- 小野寺委員 これは当然毎年支出されている額ではないかと思う。それと(1)から(10)までであるが、これは当初予算で計上しなかった部分であろう。それを補正で行うという理解であろう。
- 櫻井委員 私もいまの金額は素人なのでびっくりしたが、人数とか1人あたりの単価がどのくらいかかるかということをもう少し示していただくと具体的に納得できると思う。
- それと、「スクールソーシャルワーカー」とは何をしている方なのか教えていただきたい。
- 義務教育課長 これまで不登校や問題行動のある子どもに対してはスクールカウンセラーが相談を担当していたが、不登校等の問題は単に個人の心の問題だけではなく、家庭等の問題が複雑に絡み合っているということもあり、個人の心の問題だけでなく周りの状況にも働きかけをするなどの対応ができるような人材ということでスクールソーシャルワーカーを相談員として配置することとなった。
- スクールソーシャルワーカーの要件であるが、社会福祉士の資格を持っていること、精神保健福祉士の資格を持っていること、また、過去に教育や福祉の分野において活動経験のある人をあてるということになっている。
- 櫻井委員 何人ぐらいをどのようなところに配置し、どのような場所で活動していただくつもりなのか。
- 義務教育課長 今年度からの事業である。現在、9人のスクールソーシャルワーカーを10校に配置している。この10校については、学校の要望等を伺い、必要

性を考慮して配置している。

小野寺委員 スクールソーシャルワーカーはそのような資格が無いと駄目なのか。それと、これまで置いていたカウンセラーとはどう違うのか。

義務教育課長 先ほどの説明と重なるかもしれないが、スクールカウンセラーの場合はどちらかというとな登校児童生徒との面談を通して心のケアをすることを主としている。スクールソーシャルワーカーについてであるが、不登校の原因を考えると個人の心の問題の他に家族、友人関係、地域との問題等が複雑に絡み合っており、そういうものを一つ一つ解き明かしていくには社会福祉士等の経験を持った方のほうがより効果を発揮するのではないかとということである。それからスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格が無いと駄目なのかということであるが、これについては、精神保健福祉士の資格を持っている人は、県でも500人ぐらいしかいないということが分かっており、文部科学省でも過去に教育や福祉の分野において活動経験がある人をあててもよいということになっている。

小野寺委員 理解が足りないかもしれないが、この間も話したと思うが、スクールカウンセラーの役割は大いにあると思っている。ただ、スクールカウンセラーの在り方についてはもう一度考える時期ではないかという意見を持っている。それで、いまの説明をうかがうとスクールカウンセラーよりも広い範囲のよにとれるが、どちらかというところこのソーシャルワーカーは小学校に置くのであろう。スクールカウンセラーよりも広いということであるが、逆ではないかと思うところもあるが、文部科学省がやるからやるのか、であれば宮城県ではこのようなソーシャルワーカーを中学校に配置して、スクールカウンセラーを小学校に配置するともっとよくなる気がするがいかがか。

義務教育課長 始まったばかりで、まだ効果等を確認することができないが、今後は連絡協議会を持ち、その中で効果やどういう使い方をすればよいかなどについて検討していく予定である。

山田委員 二番目の「原子力・エネルギー教育支援」は聞き慣れない内容だが、どのような趣旨の教育なのか。それともう一点であるが、資料4ページ、5ページの白石高校は、その1とその2とあるが契約の相手が2社にわたっているが、何か理由があるのか教えていただきたい。

義務教育課長 「原子力・エネルギー教育支援事業」は、小中高等学校や特別支援学校において、原子力やエネルギーに関する教育に対する取組を支援し、原子力を含めエネルギー全般について理解を深めるための事業である。現在、女川町などが積極的に取り組んでいるところである。

施設整備課長 白石高校の場合、その1は主に校舎建築、その2は屋内運動場である。校舎については鉄筋コンクリート造り主体、屋内運動場については鉄骨造り主体の工事である。今回の入札については、価格面以外に技術的な面でも評価

する総合評価方式を採用している。分離発注することによって、それぞれ得意分野の優れた技術提案がなされるということで工区を分けている。

高校教育課長 赴任旅費の件であるが、高校を例にすると高校ではこの春の異動総数 8 2 3 人に対する赴任旅費となる。一人あたりで割ると 3 万 3 千円ほどの額となる。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第 2 号議案 教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で、第 2 号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

1 1 課長報告等

(1) 教育・福祉複合施設の P F I 法に基づく特定事業の選定について

(説明：教職員課長)

教育・福祉複合施設整備事業に係る特定事業の選定について御報告申し上げます。

特定事業の選定とは、公共事業等の整備に当たり、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかについて客観的評価を行い、その効果が認められた場合に、評価結果を公表した上で、P F I 方式により事業を実施することを正式に決定するものである。

教育・福祉複合施設整備事業については、7 月 2 8 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる P F I 法に基づき、実施方針を公表し、前回の定例教育委員会において御報告させていただいたところであるが、この度、この実施方針に基づき、本事業の客観的な評価を行った。

その結果、P F I 事業で実施した方が、県の直営事業として実施した場合よりも約 7 %、金額にして 5 億 7 千 7 百万円ほどの V F M (Value For Money) が見込まれるなど、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的、効果的に事業を実施することが可能と判断されたことから、P F I 法第 6 条に基づき特定事業として選定し、併せて客観的評価の結果を公表することとしたものである。

なお、これら特定事業の選定等については、8 月 2 8 日に開催された「民間資金等活用事業検討委員会」において、検証結果等について御審議いただき、特定事業として選定することが適当であるとの御判断をいただいているところである。

事業の概要については、すでに実施方針において御説明しているところであるが、改めて申し上げますと、事業期間は、施設整備に概ね 3 年、維持管理を 1 5 年とし、平成 3 9 年 3 月末までの 1 8 年間を想定している。事業方式は、いわゆる B T O (Build-Transfer-Operate) 方式ということで、建設後に建物の所有権は県に移管するということとなり、施設整備費は維持管理費と合算してサービス購入料という形で事業者側に支払われることとなる。

P F I の業務内容としては、設計、工事監理及び建設などの施設整備業務と、建物等の維持管理や清掃・環境衛生、警備などの維持管理業務としている。研修や相談、授業や医療等、各機関が実施する本来的な業務は、今回の P F I 事業の業務範囲には加えず、県で直接実施する。

今後の事業の進め方についてであるが、9月議会において、この事業に係る債務負担について議決された後、すみやかに提案の募集を開始したいと考えている。

その後、事業者からの提案を受けて、審査を行い、今年度中に落札者の決定まで行いたいと考えており、最終的な契約締結は来年の7月頃と想定している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 まずは順調に進捗しているということによいか。来年の9月には具体的に始まると考えてよいか。

教職員課長 そのとおりである。

委 員 長 V F M (Value For Money) が 5 億 7 千万円ほど出てよいことだと思うが、ものすごい勢いで建設関係の費用がみな上がっているのだから、かかる費用が最初にかかってしまうと結果的に V F M (Value For Money) は落ちてくるので、その辺を判断しながらやっていただきたいと思う。

(2) 全国学力・学習状況調査結果について

(説明：義務教育課長)

「平成20年度全国学力・学習状況調査 宮城県の調査結果概要」について御報告申し上げます。

まず、1の調査のあらましである。

本調査は、教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、平成20年4月22日(火)に実施したものである。

参加状況については、仙台市を含めて公立の小学校は444校、参加児童数は21,244名であり、公立の中学校は220校で、参加生徒数は20,208名であった。

次に、2の結果の概要である。

初めに、(1)の教科に関する調査結果の概要についてである。

20年度調査問題は、小・中学校のいずれの教科も19年度と比べやや難しい内容となったため、全国の平均正答率は低い結果となり、本県も同様の傾向となっている。

宮城県の小・中学生について、「知識」に関するA問題の平均正答率は、いずれの教科においても全国平均とほぼ同程度の結果となっている。また、19年度に課題が見られた「活用」に関するB問題の平均正答率は、中学校の国語が全国平均と比べやや上回ったほか、他の教科も、前年度と比べ全国平均に近づく結果となっている。

小学校6年生，中学校3年生のいずれの教科においても，正答数の分布状況については，前年度と同様に，全国とほぼ同じ状況を示しているが，正答数の多い児童生徒数の比率が全国と比べてやや低い状況が見られた。

次に，(2)の児童生徒質問紙調査の結果についてである。

宮城県の小・中学生は，早ね・早おき・朝ごはんや規則正しく生活することなど，基本的な生活習慣に関する質問に対しては，全国に比べて肯定的な回答をしているものが多いものの，長時間テレビを見たりテレビゲームをしたりする子どもの割合は，全国平均よりも多い。

小・中学生ともに，家庭で予習・復習をしている割合は全国平均より多いが，家庭における学習時間については増加しているものの，全国平均よりも少ない結果となった。

また，特徴的なこととしては，家の人と普段一緒に朝食や夕食を食べる割合，家の手伝いをしている割合，地域の行事に参加している割合については，小中学生とも全国よりも高い結果となった。

次に，(3)の学校質問紙調査結果についてである。

放課後を利用した補足的な学習サポートを実施している割合については，小中学校ともに全国よりも高い結果となった。しかし，長期休業期間を利用した補足的なサポートを実施している割合については，小中学校とも全国より低い結果となった。

学校が家庭での学習習慣付けを図るために学習課題を与えた割合については，小中学校とも高い結果となった。

最後に，3の今後の対応である。

昨年度は，各教科すべて全国平均を下回った結果であったことを踏まえるとやや改善の兆しが見えていると受け止めている。しかしながらまだまだ全国平均を下回っている教科があるので，今後も学力向上に鋭意取り組んでいく必要があると考えており，今後，さらに検証改善委員会等において，調査結果を詳細に分析して市町村教育委員会及び各学校に対して学習指導の充実が図られるような資料作成する等支援したいと考えている

なお，詳しくは，別冊の調査結果報告を御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 昨年も実施しているが，昨年は検証改善委員会は開かれたのか。もし開かれたのであればその中で一番大きな問題となったことを教えていただきたい。そこが改善したからこのような少し良い方向となったと考えるので，教えていただきたい。

義務教育課長 昨年度は検証改善委員会で約半年にわたり様々な分析していただいた。分析していく中で，学力向上については各学校毎に課題があることが分かった。そのためには学校に対して一律に指導するのではなく，学校毎の課題をしっかりと把握して指導していく必要がある。そのため今年度から始めたのが，学校を継続的に個別的に直接的に支援していく学力向上サポートプログラム

事業である。もう一つは、児童生徒に学習習慣をどう身に付けさせるかということである。これについても様々な方面から対応しているところである。

小野寺委員 課長報告で概要は大体分かった。昨年に比べて、中学校の国語が全国の平均を上回っていることが見られるし、生活習慣を見ると随分立派である。好ましい傾向が見られる。学校を中心に地教委や県が努力したところがあると思う。先ほど委員長からお話があったが、私も全国平均に比べて少々の開きとか、順位に振り回されてはどうかと思うが、学力向上が本県の最重要課題にしているわけである。そうすると一つの目安となる全国平均と比べると少し劣る、あるいは東北各県よりも低い状況にあるということだと総括的に言えばなると思う。

それで、調査結果としてここに出ていない部分でお伺いしたい。仙台市は公表している。恐らく県平均と比べると昨年よりも開いているのではないかという気がする。ということは、仙台市を除いた地方が低迷している状況が続いているという気がする。仙台市との差がどの程度あるのか。その差をどう読み取っていけばよいのか。私は宮城県の課題は地域的に見ればその辺もあるのかと思っている。それについて伺いたい。

義務教育課長 仙台市は既に公表しており、今後さらに詳細なデータも公表するとのことである。まず、小学校では国語、算数とも仙台市の平均正答率は宮城県を上回っており、差異は昨年よりも広がっている。特に国語Aは、昨年度より2.8ポイント開いて、4.0ポイントの差となった。中学校も仙台市の平均正答率が上回っており、差異も昨年より広がっている。特に数学Aでは、その差が広がっている。国語については、開きは少ない。質問紙調査の結果等についてであるが、仙台市は県と比べて、「国語、算数、数学が好きだ」と答えた児童生徒の割合が高く、また、長時間テレビを見る児童生徒の割合が低く、予習をしたり、読書をしたりする児童生徒の割合が高い状況であった。

小野寺委員 全国的には確かに都市部が高いが、例えば、秋田などを見るとあまり都市部と地方、郡部での差は小さいというところがあるので、なぜ宮城県ではあるのかということがある。やはりその辺りがどうなのかと思う。それから、先ほど詳細な分析をもっとするとのことであったが、私は詳細な分析も必要であるが、大体2回実施して宮城の傾向は分かったのではないかと思う。県で出している分析を見ると同じ分析をしている。宮城の子どもの良さとか課題はつかめたのではないかと思う。であるから、むしろ大事なのは宮城の良さを伸ばしながら何が足りないのかを市町村教委とか、現場とのパイプをもっと太くして、いろいろ踏み込んだ方策をしていくことだと思う。

そこで、二つ伺いたい。学校改善支援プランで学校に対していろいろとアドバイスしていると思うが、学校改善支援プランの進捗状況はどうか。それ

と改善プランの三本の柱がある。これは実践的で分かるが、何か物足りない。三本柱を立てている土台についての考えが足りない気がする。施策を含めて改善プランを改善する気があるのか。

もう一つは、それぞれの学校が実態に応じて取り組むのが一番大事だと思うが、教育委員会として、やはりここに教育環境基盤の充実とあるが、例えば、少人数指導の拡充等の考えがあるのかどうか、その辺りが地教委とか現場が関心を持っているところではないかと思うがどうか。

義務教育課長

改善支援プランの三つの視点については、いずれも大切なことであると考えている。例えば、授業力の向上については、これまでとは違い、その学校を4回程度継続して訪問し支援を行っている。現在、各学校に対して2回目の訪問を行っているが、先生方の意識が変わってきていると聞いている。三本の柱を立てている土台は何かということであるが、児童生徒の学習意欲であろうと考えている。その学習意欲を持たせるためには、キャリア教育等とおして自分で確かな目標を持つということ等が大切だと考えている。そのようなところをしっかりとやっていきたい。

教育基盤の充実についてであるが、現在、県では学級編成弾力化事業を実施している。他の学年にも広げていきたいという考えは持っているところであるが、国から配当されている定数の中で最大限の工夫をしながらやっているところであり、県の厳しい財政状況の中ではなかなか難しいところである。少人数指導についても多くの学校で実施しているが、今後習熟度別学習をしっかりとやるなどの質の充実は図りたいと考えている。

小野寺委員

少人数指導の拡充等はなかなか難しいということであろうから先ほどの主幹制の問題もかかわってくる感じがしている。もう一つの学習意欲の部分はそのとおりだと思う。学力を構成する要因はいろいろある。本質の部分は学ぶ意欲とか、学ぶ力だと思う。そのように考えれば宮城が低迷しているのは下手をすると宮城の子どもはそのような学ぼうとする意欲や力が足りないのではないかと思うところもある。目的意識を持つのは本当に大変であるが、持ちにくくなっている。この調査を見ると、例えば、いま勉強したことが将来役立つとか、勉強が大事だと思うかという設問があり、それを見ると下がっている。そのようなところからも言えると思うので、勉強への圧力が弱まっている中で意欲を引き出す学びをどうつくるかだと思う。大変そこが難しいと思うが、このことに力を入れていかないといけないと思っている。分かる授業を積み重ねていってやる気を出すということが基本だが、やはり公教育というのは地域性に特色があるのだから学校教育と地域、社会との関わりをもっと強めていくこともモチベーションを高める一つの考え方ではないかと何度か申し上げた。それから、先ほどの物足りないというのは、何か言えば、学校づくりという視点が欠けていると考えている。学校をどうつくるか。

例えば、通いがいいのある学校とか、もっと簡単に言えば元気の出る学校である。その学校をどうつくるかというのが根本にあると思う。勉強も一人でやるが、集団の雰囲気すごく影響する。そのような小集団の実施力とか、集団のチーム力もあると思う。それと、協働を軸として切磋琢磨するような学びを子ども、あるいは教職員の間はどうつくっていくのが大事だと思う。具体的で分かりやすいが、そう考えていくと何か違う気がする。やはり校長の経営力だと思う。一校を預かる責任、あるいは校長が替われば学校が変わる、生徒が変わるといった気概を持ってやるということである。そういう意味で校長というものは奮起すべきではないかと思う。これは意見である。

菅原次長

いま御指摘をいただいていることはまったくそのとおりだと思っている。基本的には学力の向上、教育指導の充実が学校教育の根幹、まさに中核である。学校経営、あるいは学校づくりといったビジョンなり、理念なり、信念なりが大きく中心にくるべきであろうと考えている。その意味では委員御指摘はごもっともだと思う。改善プランについては昨年度に定めているということもあり、その後、学校経営という視点も含めて2年目になって分かってきたこともあるので、そういったことを勘案しながら学校に打診しなければいけないと思っている。

佐々木委員

いつもこの学力向上について話していると思うが、競争させれば伸びるかということ、特定の個人は伸びると思うが、これは全国平均と比べてどうかとか、余所の県と比べてどうかという問題であるので、沢山の子ども達全体で比べなければならないという考えである。そういった時に優秀な学校をつくり、やれやれと言ってやったらその平均が伸びるかということ必ずしもそうではないと思う。ある程度の競争の場面をつくってあげて伸びるのは元々競争力のある上位数パーセントの子ども達ではないかといつも思いながら聞いていた。全体の平均なり、競争力をあげるには元々競争力のある子ども達をどうするかという議論をするのではなく。そういう競争に加われないような、あるいは加わる環境に無いような子ども達、つまりグラフを書いた時の上側を伸ばすということも大事なことだと思うが、県の教育をどうするかという話をする時に全体を上げるのであれば、下側の沢山を占める子ども達全体が学習意欲を持ってくるとか、ある意味多少の競争力なり、競争心なり、学校の授業を面白く感じて自分で学んでいこうとする探求心であろうか、やはり勉強は探求心だと思う。そういうものを無くしてしまうと押しつけの要するに暗記なり、トレーニングをするだけの面白くない作業となる。そうではなく自分から探求心を持って学んでいこうという姿勢をつくるのは、半分よりも下側の子ども達を何とかすることを考えないと平均というものは上がらない。トップの子ども達は余所の県と比べても負けはないと思う。そうでないこちら側の子ども達のための何か配慮というものが何かあるとよいと思う。難

しい問題だと思うが、平均値で、あるいは分布で考えていかないといけないという時にはそのような配慮も必要だと思っていた。じゃあどうしろ言われたら難しい問題だと思うが、皆さんもそう思い頑張っていると思うが、競争の場をつくるのではなく、競争力の無い子ども達が意欲を持って学ぶ場所に参加できるような、そういう意味では魅力ある先生ではないかと思う。教えていること、学んでいること、研究していることを自ら楽しんでいる先生が沢山現れるような環境が必要なのかもしれない。

小野寺委員 であるから私は繰り返すようになるかもしれないが、詳細な分析は必要無いと思う。もう分かっている。私の考えであるが、分析でもよいが2年目でも同じような結果が出ているわけであるから、しかも見れば個人指導も全国よりもやっている。宿題も全国平均よりも出している。それぐらいやって何が足りないのかということだと思う。やはり意欲の問題が大事だと思う。同時に学校がどんな場であればよいかということだと思う。端的に元気が出る学校と言ったが、そういうところをむしろ分析するよりも力を入れたほうがよいと言っている。それと現場を踏まえた反省である。校長奮起しろというのは、まったく私の反省である。

教 育 長 いささか個人的な見解を含めたこととなるが、御指摘の点について思うところを述べさせていただきたい。学力向上にどう取り組むかという時に、いまの学校改善支援プランで出されている三本柱が、いま文字にすれば、あるいは言葉にすればこれに尽きるのではないかと感じている。ただ、根底には子ども達の学ぼうとする姿勢というか、学ぶ意欲をどう持たせるかということが一番のポイントではないかと思う。これは学校だけでそもそも子ども達に動機付けができるわけではなく、家庭での子どもの育て方、接し方、あるいは地域の子どものかかわり方も絡んでくる。そのような意味で学校、家庭、地域がどう在るべきかという大きな課題がある中で、学校の中では何ができるかということとなれば、子ども達に夢を持たせる、志を持たせるような生き方教育をもっと行う必要があるのではないかと考えている。いま主に高校段階でキャリア教育をやっているが、就職を視野に入れた教育というよりももっと広い意味で自分の生き方をじっくり見つめさせること、そのような広い意味でのキャリア教育を小学校段階から順を踏んで中学校、高校と もっと体系的にやる必要があると考えている。子ども達に向上心を持たせる、自分の生き方を見つめさせるということは、これは特定の授業、つまり道徳の時間、あるいは総合学習の時間だけでなく、各教科なり部活を含めて学校の中での様々な活動すべての場面でそういった一定の方向性というか視点、ベクトルを持っていないとなかなか効果が上がらないことだと思っている。それをやるのが正に校長先生のリーダーシップだろうと思うし、しっかりしたリーダーシップの下に学校活動全体として一定の動きをしていく必要がある

と思う。そのために具体的に何をするのかという辺りは今後検討したいと考える。

委員長 本日はこのくらいで終わらせていただきたい。やはり小野寺委員御発言のようにいま必死になって分析するよりも、ここで見えてきていることにやれることを見つけて着実にやっていくことが大切だと思うし、教育委員会だけでは手が足りなければもっと別部局の人達を動かしてまでもやる必要があるかと思う。一番の基本は子どもの将来、幸せのために親とか、あるいは地域がどういうことができるのかということをやはり問いかけないといけない気がするし、人口減少社会とって地域が不安になっている時にその地域が自分達の地域の持続のためにいったい子どもに何を託さなければいけないのかを必死になって考えて自分達もチャレンジするという姿勢があれば子どもに響いてくるという気がする。そこをみんなが方向を見失っているのでは課題があると思っている。こういった話は委員会ではなかなか難しいので、協議会等で少し議論をさせていただきたいと考える。

12 次期教育委員会の日程について

平成20年10月17日(金)午後1時30分から

13 閉会 午後3時30分

平成20年10月17日

署名委員

署名委員